

令和 2 年度

船橋市下水道事業会計予算

議案第10号

令和2年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	570,234人
(2)	年間有収水量	52,560,408m ³
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	5,437,450千円
	処理場整備事業	3,563,211千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	17,674,628千円	
第1項	営業収益	11,499,921千円	
第2項	営業外収益	6,174,607千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	17,116,157千円	
第1項	営業費用	15,126,253千円	
第2項	営業外費用	1,939,804千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,463,722千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額370,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,093,722千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	14,999,326千円
第1項	企 業 債	9,097,600千円
第2項	出 資 金	1,719,546千円
第3項	補 助 金	3,320,175千円
第4項	負 担 金	834,127千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	27,878千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	21,463,048千円
第1項	建 設 改 良 費	10,380,770千円
第2項	企 業 債 償 還 金	10,995,544千円
第3項	貸 付 金	36,734千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額		
1	資本的支出	1 建設改良費	上長津川幹線管渠築造事業	2,567,000	令和2年度	135,000	
					令和3年度	1,804,000	
					令和4年度	628,000	
				中山ポンプ場自家発電設備更新事業	287,100	令和2年度	123,000
					令和3年度	164,100	
				西浦下水処理場脱硫設備更新事業	326,000	令和2年度	98,000
					令和3年度	228,000	
				西浦下水処理場管理棟整備事業	4,212,400	令和2年度	600,000
			令和3年度			1,000,000	
			令和4年度			850,000	
			令和5年度			1,762,400	

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高瀬下水処理場 運転管理業務委託料	令和2年度～令和5年度	1,016,147

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	9,097,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

790,681千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、763,588千円である。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

